

2021年11月16日制定

2021年12月27日改正

2023年3月8日発信

事業創造大学院大学 新型コロナウイルス感染拡大防止のための新行動指針

今後の行政の動きや感染状況の変化により、行動指針自体の見直しを行う場合があります。

3月13日からの状況は「第1段階」と判断し、5月8日に新型コロナの感染症法上の位置づけが第5類に以降時には「第0段階」に移行します。

段階	目安 (例示)	授業・教育	研究	学生の入構 (学外者を含む)	学内会議	出張	催事・イベント等 (本学、教員、学生が開催するもの)	事務局体制
0	COVID-19による危険性がない	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり 海外出張の可否は現地の感染状況と代替手段の有無等を勘案し学長が総合的に判断する。	通常どおり	通常どおり
1	国内で感染が散発的に見受けられる。 (感染拡大局面にない)	新しい生活様式の順守 感染拡大防止対策を講じたうえで原則として通常の対面で授業や指導を実施する。事情によりオンラインを併用する。	新しい生活様式の順守 感染拡大防止対策を講じたうえで通常の研究活動を実施する。	新しい生活様式の順守 十分な感染防止対策を講じたうえで入構してよい。	新しい生活様式の順守 感染拡大防止対策を講じたうえで対面会議を行なう。オンライン会議を利用してもよい。	新しい生活様式の順守 感染拡大防止対策を講じたうえで出張してよい。 海外出張の可否は現地の感染状況と代替手段の有無等を勘案し学長が総合的に判断する。	新しい生活様式の順守 感染拡大に最大限の配慮をして、催事等開催時のガイドラインに基づき、催事・イベント等を実施できる。	新しい生活様式の順守 感染拡大防止対策を講じたうえで通常通りの窓口業務を行なう。時差出勤や在宅勤務も活用する。
2	感染状況が拡大局面に入り、国から新潟県以外で緊急事態宣言が発令されるなど一定の行動制限をうける。	十分な感染防止対策を講じた上で、対面とオンラインを併用して授業や指導を実施する。	十分な感染防止対策を講じたうえで、研究活動を行うことができる。	十分な感染防止対策を講じたうえで入構してよい。	十分な感染防止対策を講じたうえで対面会議を行うが、オンライン会議を推奨する。	緊急事態宣言が発令されている地域への不要不急の出張は自粛とする。 海外出張の可否は現地の感染状況と代替手段の有無等を勘案し学長が総合的に判断する。	原則オンラインで実施する。 ただし、催事等の性質上対面式での実施を必要とするもので、学長の許可を得た場合は、催事等開催時のガイドラインに基づき対面式で実施できる。	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行う。テレワークも活用する。
3	国や県から新潟県に緊急事態宣言が発令されるなど一定の行動制限をうける。	原則としてオンラインで授業や指導を行うことができる。定期試験や学位論文審査等重要な他の手段がない場合にのみ、十分な感染防止対策を講じた上で、対面により実施する。	感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができる。	申請した場合は十分な感染防止対策を講じたうえで入構してよい。	原則としてオンライン会議とし、対面会議は必要最小限とする。対面会議の場合は、十分な感染防止対策を講ずる。	業務上やむを得ない場合で、学長の許可を得た場合のみ可とする。	原則オンラインとする。	感染拡大に最大限の配慮をしつつ、業務の性質に応じて、テレワークを推奨する。
4	本学建物内で継続的に感染が拡大している。	原則オンラインにより実施する。	感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができる。必要最小限の活動のみに限定する。	原則禁止する。	原則オンライン会議で実施する。	業務上やむを得ない場合で、学長の許可を得た場合のみ可とする。	延期又は中止とする。	一部業務の遅滞、事後処理を許可し、業務の性質に応じて、7割程度のテレワークとする。
5	本学建物内で爆発的に感染が拡大している。	原則オンラインにより実施する。	原則として立ち入り禁止とする。研究の最低限の維持のために、部学長の許可の下で、一時的に研究室などに立ち入りが可能である。	原則禁止する。	原則オンライン会議で実施する。	業務上やむを得ない場合で、学長の許可を得た場合のみ可とする。	延期又は中止とする。	現在進行中の重要な事務を継続するために必要最小限の人数のみ出勤とする。